

令和 6 年度税制改正

賃上げ促進税制 中小企業向けの改正のポイント



物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化されます。中小企業向けのポイントにつき、ごく簡単にみてみたいと思います。

- (1)赤字企業が多く税制措置が必ずしも効かない構造となっているため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに税制措置を利用するために減税を繰り越せる繰越控除制度が創設されます。
- (2)雇用環境を改善するために、教育訓練費の上乗せ要件が緩和されるとともに、働きやすい職場づくりへの後押しとして、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置が講じられます。
- (3)適用時期は、2024年(令和6年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

項目		改正前	改正後		
適用要件		適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 \times 101.5%			
給与等の増加割合 *1	1.5%以上	15%			
	2.5%以上	30%			
控除率	上乗せ加算	教育訓練費の増加割合が10%以上	10%加算	教育訓練費の増加割合が5%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	10%加算
		—————		以下のいずれか *2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定(2段階目以上)	5%加算
最大控除率		40%	45%		
控除限度額		適用年度の法人税額の20%を上限			
控除限度超過額の繰越		繰越不可	5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に限り)		

*1 給与等の増加割合は雇用者の給与等の増加割合で判定、税額控除額は雇用者の給与等の増加額に控除率を乗じて計算

*2 上乗せ措置は、事業主が子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組につき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用

注)この頁の内容は、「令和 6 年度税制改正大綱(令和 5 年12月14日政府与党公表)に基づき、情報の提供を目的とし、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後、国会に提出される予定の法案等において本頁に記載した内容と異なる内容が制定される場合もありますので、ご留意下さい。

採用手法のひとつ

リファラル採用とは

日本では、少子化・労働人口の減少による「人手不足」が大きな課題となっています。人手不足を補うための採用活動といえば、求人媒体への掲載や人材紹介会社から紹介を受けるなどが一般的ですが、近年、リファラル採用という社員などからの紹介による採用方法を活用している企業があるそうです。

■リファラル採用とは

リファラル採用とは、社内外の信頼できる人から、人材を紹介してもらうことで、自社によりマッチする人材を採用する手法です。リファラル(referral)は、「推薦」や「紹介」という意味があり、会社のことをよく知った人から紹介や推薦を受けた人を採用することとなります。

リファラル採用は、アメリカでは広く取り入れられている方法で、日本でも取り入れる企業が増えています。

リファラル採用と似たもので、縁故採用というものがありますが、本質は大きく異なります。

縁故採用とは、会社役員等から血縁者など繋がりを持つ人材を紹介してもらう採用方法です。実力よりも人間関係の縁を重視し、通常の採用フローを経ずに入社するケース(いわゆるコネ入社)などが多いです。一方、リファラル採用も自社と関連がある人から人材を紹介してもらう点では同じですが、会社役員等のみからではなく、一般社員からも人材を紹介してもらいます。紹介された人材の採用は、面接や採用試験などの選考プロセスを経て公平に判断した上で、採用するか否かを決定する、実力を重視した採用方法です。



■リファラル採用のメリット・デメリット

リファラル採用を導入した場合のメリットは以下のようなものがあります

*採用コストの削減

採用活動には、求人媒体への掲載や人材紹介会社への費用など、多額のコストがかかりますが、リファラル採用の場合、そのようなコストを削減することが可能です。

*自社に適した人材を獲得できる可能性が高い

求人に対して多数の応募があった場合でも、自社が求める人材からの応募が来ないこともあると思います。リファラル採用は、自社のことをよく知った人からの紹介であるため、自社のニーズに合った人材を紹介してもらえ、可能性が高くなり、また、入社後のミスマッチも少なくなります。

一方で、デメリットもいくつかあります。

*採用までに時間がかかる可能性がある

リファラル採用は、人づてに採用活動を行うため、即時の入社は難しい場合があります。紹介時に現職で活躍しているケースも多く、内定を出してから採用となるまで、一定の期間を要することも少なくありません。

*人間関係への配慮が必要

リファラル採用は、入社を確約して選考を行うわけではないため、不採用になることもあります。不採用を出すことによって、紹介者と応募者間の人間関係が悪くなってしまう可能性は、ゼロではありません。トラブル防止のためにも、採用を確約とした紹介ではない、など事前に伝えておく必要があります。

■リファラル採用に取り組む際の注意点

① リファラル採用制度を社内外に知ってもらう

まずは、社内で紹介制度を整え、制度を認知してもらう必要があります。また、どのようなポストが空いていて、そこにどのような人材を求めているかなどを周知することが大切です。

② 紹介する動機を持ってもらう

リファラル採用制度では、自発的に紹介してもらえる機会や材料の提示が重要です。まず、自社が紹介したくなるような魅力的な会社でなくてはなりません。また、社員は通常の業務を抱えた上で、人材を紹介する業務が付加されることにもなるため、インセンティブ(実行や成果にともなう報奨)や目的・目標の設定などを明確にし、多くの社員が採用候補者の紹介に動いてもらうための施策を、積極的に設ける必要があります。

今回は、リファラル採用についてご紹介しました。リファラル採用は、社内外への周知が必要なので、定着するには、一定の期間がかかると思われますが、より自社にマッチした良い人材が採用できる可能性もあります。企業にとって人材採用は重要です。人材の確保や採用後のミスマッチを防ぐためにも、状況に応じて採用手法を使い分けながら、採用活動を行うことも良いかもしれませんね。



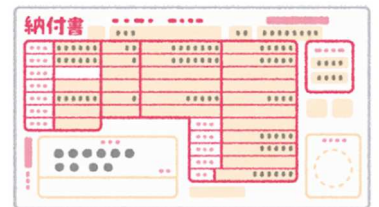
令和6年5月から国税納付書の事前送付なし！？

キャッシュレス納付の利用方法

令和6年5月送付分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについては、納付書の事前送付を取りやめるとし、国税庁は納付書を使わずに納付ができるキャッシュレス納付を推奨しています。電子申告を行う一方で、納付書を利用している場合は特に注意が必要です。よく確認しておきましょう。

■ 国税納付書送付取りやめ事由

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、令和6年5月以降に送付する分からは、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前送付を取りやめることとしています。



■ 国税の事前送付が行われない対象先

- e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
 - e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
 - e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
 - 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
 ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、振替納税、インターネットバンキング等による納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付(QRコード)
- ※現在、e-Taxを利用せず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書を必要とされている方に対しては、引き続き、納付書を送付する予定とされています。
- ※源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付する予定とされています。

■ 納付書を必要としない「キャッシュレス納付」方法

① ダイレクト納付

納付方法 → ダイレクト納付の申し込みをすることで、e-Taxから口座引き落としにより納付する方法です
 パソコンやスマートフォンから、即時または納付日を指定して、口座引き落としにより納付します

事前手続 → e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です

こんな方に → e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻りに納付手続をされている方



②振替納税

納付方法→振替納税の申し込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座から自動引き落としにより納付する方法です

事前手続→初回のみ振替依頼書の提出が必要です(e-Taxによる提出が可能)

こんな方に→申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方



③インターネットバンキング等

納付方法→インターネットバンキング、モバイルバンキングまたはATMから納付する方法です

事前手続→インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です

こんな方に→e-Taxで申告されている方やインターネット・モバイルバンキングを利用している方
※利用可能な金融機関については、「ペイジー(<http://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。

④クレジットカード納付

納付方法→「国税クレジットお支払いサイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です

※納付税額に応じた決裁手数料がかかります

(決済手数料は国の収入になるものではありません)

※1,000万円未満かつクレジットカード利用可能範囲内



こんな方に→クレジットカードを利用しており、インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンをお持ちの方

■地方税のキャッシュレス納付は「地方税共通納税システム」から

ちなみに、地方税も国税と同様に、eLTAXを利用している法人などに納付書の送付をすでに取りやめている自治体が増えています。地方税のキャッシュレス納付は国税と別に手続きが必要で、「地方税共通納税システム」から全ての地方公共団体へ一括して納付が行えます。

地方税共通納税システムからは次の税金が納付できます。

- ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税
⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)

詳細は以下からご確認ください。

eLTAX 共通納税(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>)

参照

・国税庁 納付書の事前送付に関するお知らせ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/oshirase.htm>)

・国税庁 簡単！便利な！国税のキャッシュレス納付のご案内

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021010-048.pdf>)

高年齢雇用継続給付の縮小

かねてより、60歳以降の雇用保険被保険者について、一定の要件を満たした場合、高年齢雇用継続給付が支給されていましたが、令和7年4月から支給額に改正が生じます。社内規定などの修正が必要となりますので、改正される部分を早めに確認しておきましょう。

～高年齢雇用継続給付の支給要件(現行)～

- ・60歳到達時の属する月から、65歳に達する日(65歳の誕生日の前日)の属する月までが対象
- ・雇用保険の被保険者期間が5年以上あること(過去に基本手当の受給をしている場合は、その受給終了から、5年以上経過している必要があります。)
- ・60歳以降の賃金が60歳到達時点の75%未満かつ支給限度額未満であること(R5.8月時点の改定時では370,452円)

上記の支給要件を満たした方に対して、以下の金額が支給されます。



～支給額(現行)～

60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金と比較して…

- ・61%未満の場合…賃金額×15%
- ・61%以上75%未満…賃金額×(15%から一定の割合で逡減するように定められた率)
- ・75%以上…支給なし

をそれぞれ高年齢雇用継続給付として支給します。

※ただし、高年齢雇用継続給付の支給上限と下限があります。

改正後の支給額は以下の通りです。なお、現行法では在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の併給調整という制度があるのですが、現時点ではこの制度の改正は明らかになっていません。

～支給額(改正後)～

60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金と比較して…

- ・61%未満の場合…賃金額×10%
- ・61%以上75%未満…賃金額×(10%から一定の割合で逡減するように定められた率)
- ・75%以上…支給なし

平成25年の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的な引き上げが開始され、男性については、令和8年4月から特別支給の老齢厚生年金は支給されなくなります(女性は5年遅れ)。今までは、60歳定年再雇用で給与が下がった分の補填として高年齢雇用継続給付があり、段階的に受給できる特別支給の老齢厚生年金と共に60歳以降の労働者の手取り額の維持を行っていましたが、令和7年に縮小される高年齢雇用継続給付と、令和8年に老齢厚生年金の受給年齢が一律65歳になるに備え、企業では賃金制度の改定や見直しが必要になってくるケースが多く発生することが見込まれます。

(人事労務事業部 有田一範)

令和5年中に賃金を「引き上げた」企業は9割に迫る

厚生労働省が実施した調査結果によると、令和5年中における賃金の改定の実施状況(9~12月予定を含む)では、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合が89.1%(前年85.7%)と前年を上回ったことがわかりました。一方で「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」企業は0.2%(同0.9%)でした。他、「賃金の改定を実施しない」企業は5.4%(同6.2%)、「未定」の企業は5.3%(同7.3%)という結果になりました。産業別にみますと、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業では、「建設業」の割合が99.7%(同95.4%)と最も高く、次いで「製造業」が97.4%(同94.8%)と高くなっています。一方、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」企業の割合では、「宿泊業、飲食サービス業」のみが1.1%(同1.6%)と、1%を超えました。

【出典】厚生労働省「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」令和5年11月28日

十二支で最も少ない辰年設立の法人数 24万264社

東京商工リサーチが行った、2024年“辰年”設立の法人調査によりますと、全国で辰年に設立された法人数は十二支では最も少ない24万264社だったことがわかりました。これは、全国の法人約360万社の6.7%にあたります。辰年設立の法人のうち、最古参は1880(明治13)年設立で書籍卸の丸善雄松堂(東京)、総合印刷の大日本印刷(東京)、不動産管理業の松本齊産土地(長野)の3社でした。業歴100年超となる1916(大正5)年以前の設立は91社で、辰年に設立された法人の0.03%にとどまるとのことです。辰年設立の法人を都道府県別でみてみますと、最多は東京都5万6,189社(構成比23.3%)で最少は鳥取県789社でした。また、都道府県別の法人数に対する辰年設立の法人数の割合は、最高が青森県の7.91%でした。

【出典】株式会社東京商工リサーチ「2024年“辰年”設立の法人調査」令和5年12月14日

電帳法「対応が完了している」3割弱

2024年1月から本格的に運用が始まった電子帳簿保存法(電帳法)。帝国データバンクは、対応義務化が迫る昨年12月、自社の電帳法の対応状況について企業にアンケート調査を行いました。その調査結果によりますと、「すでに対応できている」と回答した企業は28.5%と3割弱でした。一方で、完全には対応していないが「一部対応できている」企業は39.5%、「現時点未対応だが、対応予定はある」企業は23.9%となり、6割超の企業(63.4%)が対応予定でありながら、完了していない状況でした。「すでに対応できている」と回答した企業を企業別にみてみますと、大企業は38.8%と4割弱が対応できているのに対し、中小企業は26.8%、小規模企業は21.2%と大企業に比べ10ポイント以上低い結果となり、対応が遅れている様子がうかがえました。

【出典】株式会社帝国データバンク「電子帳簿保存法に対する企業の対応状況アンケート」

令和5年12月14日

2023年9月末 NISA口座数1,356万口座に

日本証券業協会が発表した、NISA口座開設・利用状況調査結果によりますと、2023年9月末時点の証券会社のNISA総口座数は2022年末から15.0%増加した1,356万口座であったことがわかりました。そのうち、つみたてNISA口座数は623万口座で、2022年末の495万口座から25.7%増加しました。口座開設者の年代別でNISA(一般・つみたて)口座数をみてみますと、特に30歳代(281万口座)と40歳代(273万口座)が多く、そのうち、つみたてNISA口座数が占める割合は、若年層ほど大きい傾向であることがわかりました。

【出典】日本証券業協会「NISA口座開設・利用状況調査結果(2023年9月30日現在)について」

令和5年12月20日

食品ロスゼロへ

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食べもののことを言います。日本の食品ロスの総量は 523 万トンと推計されており、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量の 1.2 倍に相当するそうです。日本の人口 1 人当たり毎日おにぎり 1 個分を捨てている計算になります。もったいないですね。もし食品ロスゼロを実現できたら、私たちの「未来」はどのように変わるのでしょうか。

食品ロスゼロを実現できた世界は？

減らせる二酸化炭素の量

約 37 億トン

食品ロスを出すことは、食べ物を無駄にするだけでなく、運搬や焼却時に大量の二酸化炭素を排出することにつながっています。その量は全世界で 37 億トン。地球温暖化の原因にもつながります。食品ロスを減らすことができれば、二酸化炭素の排出量もその分減らすことができます。



減らせる水の量

約 250km²

食品を作るために生産や製造の場では多くの水が使われています。世界で廃棄されている食品に使われている水の量は年間約 250km²で琵琶湖の水の約 9 倍の量になるそうです。食品ロスがゼロになれば水資源のムダをなくすことができます。

影響する飢餓人口

約 7.7 億人

世界の 10 人に 1 人、約 7.7 億人が飢えに苦しんでいるといわれています。捨てられている分の食料を必要な人たちに届けられたら飢えや栄養不足に苦しむ人を減らせるはずです。

減らせる食費

約 6 万円

日本では家計の支出のうち、消費支出の 1/4 以上を食品が占めているといわれています。4 人家族の世帯では年間約 6 万円分の食品が捨てられているというデータもあります。食べきれず捨てる食品が減れば、その分食費も減らせることができますね。

食品ロスをなくすには、買物時に「買いすぎない」、料理を作る際は「作りすぎない」、外食時に「注文しすぎない」、そして「食べきる」ことが重要です。

小さな行動も、私たち一人ひとりが取り組むことで、大きな削減につながります。買物行動の見直しや食材の保存方法を工夫するなど、私たちの意識と行動を変えていかなければいけませんね。

引用：東京都「東京食品ロス 0(ゼロ)アクション」

引用：消費者庁「食品ロス削減ガイドブック」




健康づくりのための睡眠ガイド

みなさんの一日の睡眠時間はどれくらいでしょうか。日本人の睡眠時間は、世界のほかの国と比べても少ないといわれています。厚生労働省は睡眠による休養を十分とれていない人が増えているなどとして「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」を新たにまとめました。

今回は内容を一部抜粋してご紹介します。

推奨される睡眠時間は？

厚生労働省の「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」では、推奨される睡眠時間や、健康との関係などが年代別に示されています。実際に取り組みを進めるにあたっては、個人差(健康状態、身体機能、生活環境等)を踏まえ、可能なものから取り組むことが必要であるとしています。

<p>高齢者</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・寝床にいる時間が 8 時間以上にならないことを目安に必要な睡眠時間を確保する。 ・食生活や運動等の生活習慣を見直し「睡眠休養感」を高めるようにする。 ・長い昼寝は夜間の良眠を妨げるため、日中は長時間の昼寝を避け、活動的に過ごす。
<p>成人</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠時間には個人差はあるが 6 時間以上を目安として必要な睡眠時間を確保する。 ・食生活や運動等の生活習慣を見直し「睡眠休養感」を高めるようにする。 ・休日の「寝だめ」は、健康を損なうおそれがあるため避ける。
<p>子ども</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生は 9～12 時間、中学生、高校生は 8～10 時間を参考に睡眠時間を確保する。 ・朝は太陽の光を浴びて、朝食をしっかり摂り、日中は運動をして夜更かしの習慣化を避ける。

※睡眠休養感:朝、目が覚めたときに睡眠によって体が十分に休息がとれたと感じることをいい、睡眠の質を示す指標の1つ。

良質な睡眠のためにできること

良質な睡眠のために、環境づくりや生活習慣についても参考事項として紹介されています。

- 体内時計を整えるため、日中にできるだけ日光を浴びる
- 寝室にはスマートフォンやタブレット端末を持ち込まずできるだけ暗くして寝る
- カフェインの取りすぎを避けるため、コーヒーの場合は 1 日にカップ 4 杯程度にする
- 適度な運動習慣を身につけることは、良質な睡眠の確保に役立つ

できることから取り入れてみてはいかがでしょうか。

引用:厚生労働省「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」

牛肉とマグロを使ったレシピをご紹介します。牛肉(赤身)とマグロには眠りを促すメラトニンのもととなるトリプトファンが含まれています。

ピリ辛クッパ

<材料> 2人分 1人分 582kcal

- ・ 温かいご飯 2杯分(280g)
- ・ 牛もも薄切り肉 150g
- ・ 玉ねぎ 1/4個(50g)
- ・ ニラ 1/4束
- ・ 長ねぎ 1/4本
- ・ 塩 少々
- ・ ごま油 大さじ2

【A】

- ・ すり白ごま 大さじ1/2
- ・ しょうゆ 大さじ3
- ・ コチュジャン 小さじ6(30g)
- ・ 砂糖 小さじ1
- ・ にんにくのすりおろし 少々

【B】

- ・ 水 4カップ
- ・ 中華だしの素 少々

<作り方>

- ① 牛肉はひと口大に切ります。玉ねぎは薄切りにし、ニラは3~4cmの長さに切ります。長ねぎは3~4cmの長さの細切りにします。【A】の材料を混ぜ合わせておきます。
- ② 鍋にごま油を熱し、①の牛肉を強火で炒めます。肉の色が変わってきたら、混ぜ合わせておいた【A】を加えて焦がさないように煮からめ、①の玉ねぎを加えて炒めます。
- ③ ②に【B】を加え、沸騰したらアクを取り、弱火で3~4分煮ます。
- ④ 塩で味を調えて強火にし、①のニラと長ねぎを加えてひと煮立ちさせます。
- ⑤ 器に温かいご飯を盛り、④をかけていただきます。



マグロの柚子胡椒ポキ丼

<材料> 2人分 1人分 630kcal

- ・ ご飯 どんぶり 2杯(400g)
- ・ マグロ(刺身用サク) 200g
- ・ アボカド 1個
- ・ 玉ねぎ 1/4個
- ・ 大葉 6枚
- ・ 白いりごま 適量

【調味料】

- ・ 砂糖 小さじ1/2
- ・ しょうゆ 大さじ1と1/2
- ・ ごま油 小さじ1/2
- ・ 柚子胡椒 小さじ1

<作り方>

- ① マグロはキッチンペーパーなどで水気をふきとり、1cm角に切ります。
- ② ボウルに【調味料】の材料を入れて混ぜ、マグロを加えてあえます。上からぴったりとラップをかけて10分程冷蔵庫に入れて味を染み込ませます。
- ③ アボカドは縦半分に分けて種をとり、皮をむいて食べやすい大きさの角切りにし、②に加えてあえます。玉ねぎは薄切りにします。大葉は千切りにします。
- ④ 器にご飯を盛り、玉ねぎを薄くしき、④のマグロ、大葉の順にのせ、白いりごまをちらして出来上がりです。

整理整頓だけでなく情報セキュリティ対策にもなる クリアデスクとは

オフィスで使うデスク周りは整理整頓されていますか。近年ではテレワークの浸透でフリーアドレス（固定席を持たない）を取り入れる企業が増えたことにより、情報漏洩対策にもなる机の上に物を放置しないクリアデスクが重要視されています。

■クリアデスクとは

業務中に席を離れる際や退社時に、机上の書類やPC画面、USBなどの情報機器などを片付け、綺麗に整えてある状態のことです。重要な書類やデータ機器を第三者が簡単に確認したり、持ち去ったりできない状態にしておくことは情報セキュリティの基本とされており、クリアデスクは多くの企業で策定されています。プライバシーマーク[※]などの情報セキュリティ関連の認証を取得しようとする企業ではクリアデスクの実践は必須の要素だと言われています。

※プライバシーマーク…個人情報の保護体制に対する第三者認証制度。個人情報保護体制の基準への適合性を評価し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が使用を許諾する。

■クリアデスクのルール化

オフィスでクリアデスクを実践する際、まずは以下(一例)のような運用ルールを決めましょう

- ・退社時には机上进行をすべて片づける、または机の上に置いてよいものを決める
- ・使用しない書類や備品は放置しない
- ・重要書類は鍵付きのキャビネットなど保管する場所を決める
- ・離席時、パソコンはスクリーンセーバーを表示させる
- ・私物はデスクの引き出しや個人ロッカーに収納する
- ・紙媒体を利用せず、データ化する

■机の整理整頓のポイント

整理整頓が苦手な方はポイントを押さえ、習慣化するようにしましょう

- ・要るものと要らないものを分けて、要らないものは処分する
- ・要るものは使いやすいように、置き場所を決める
- ・できる限り印刷物を減らし、データで管理する
- ・使い終わったものは、すぐに元の場所に戻す
- ・1日の終わりにデスク周りのチェックと整理を習慣にする



クリアデスクは情報漏洩を防ぐだけでなく、必要なものがすぐに見つけられる状態になるため、生産性や業務効率も上がると言われています。クリアデスクを実践する際は個人個人で行うのではなく、会社全体でルール作りを行い、従業員全体へ周知することが成功に繋がります。ルール決めを行ったあと、ルールの定着が難しいようであれば、まずは機密性が高い情報に関する取り扱いルールを徹底することから始めるなど、段階を踏んで少しずつ取り組んでみるとよいでしょう。